

最低賃金の改善を求める意見書

第8波に及ぶ新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰は市民生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど、弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引き上げがこれまで以上に重要になっている。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」にするとしている。中小企業支援策の拡充を進めつつ、最低賃金の抜本的な引き上げをしていくことを要望する。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 労働者の生活を支えるため、最低賃金の大幅引き上げを実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

秋田県大仙市議会

内閣総理大臣 岸田文雄様
厚生労働大臣 加藤勝信様